

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れる福祉社会の実現に向けて、2000（平成12）年に社会福祉法が改正され、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」が掲げられました。

市町村による地域福祉計画の策定に関する規定が施行されたことにより、下松市では、2005（平成17）年に「ふくしプランくだまつ21（下松市地域福祉計画）」を策定し、地域社会におけるさまざまな生活課題に対して、地域を取り巻く全ての人々が主体となり進める地域づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

近年、単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がり希薄化に伴う社会的孤立などの影響により、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、必要な支援に結びつけられないなどの問題が生じています。また、高齢の親と無職独身や障害のある50代の子が同居することによる問題、いわゆる8050問題などのように、一つの世帯で複数の分野にわたる課題を同時に抱えるなど、生活していく上での課題は複雑化・複合化し、対象者ごと、分野ごとに整備されてきた公的サービスを当てはめていくだけでは、対応が難しい地域生活課題が生じています。

このような地域生活課題を解決するためには、地域全体が直面する地域生活課題を住民一人一人が「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共につくる地域共生社会を実現していくことが重要です。

「第三次ふくしプランくだまつ」の計画期間満了に伴い、今回、「第三次ふくしプランくだまつ」の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくため「第四次ふくしプランくだまつ」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

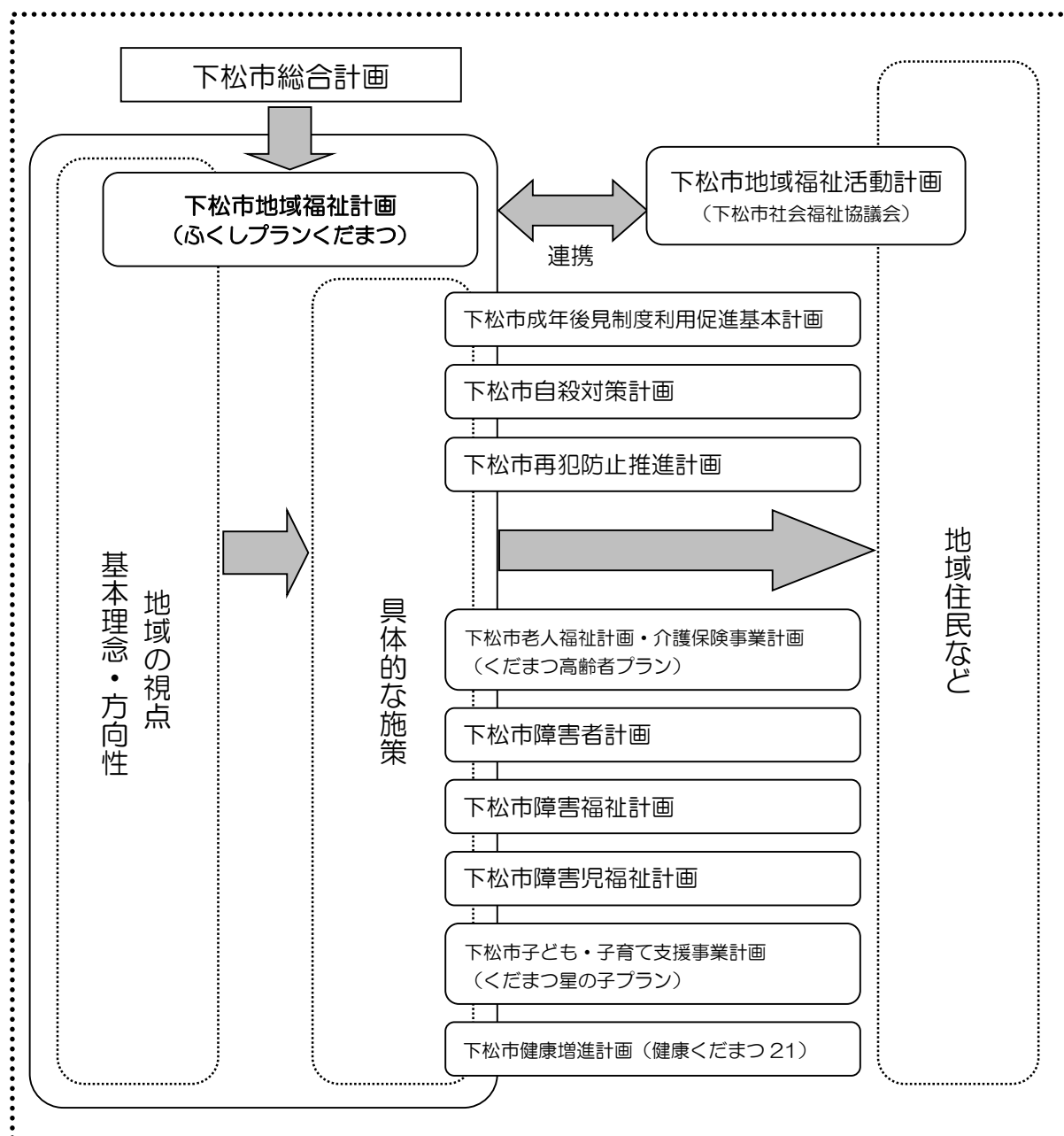
「地域生活課題」（社会福祉法第4条第2項から抜粋）

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、下松市社会福祉協議会が策定する「下松市地域福祉活動計画」と連携し、行政と地域の協働による地域福祉の推進を目指します。また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものです。本計画は「下松市総合計画」を上位計画とし地域福祉活動の基本的方向を示すものであり、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの個別具体的な施策の展開は、それぞれの分野別の計画で展開します。

<地域福祉計画の位置づけ>



「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

「市町村の講じる措置」(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

年度 計画名	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
下松市総合計画	前計画		現計画 (計画期間：2021-2030)						
下松市地域福祉計画 (ふくしプランくだまつ)	前計画 【第三次】		現計画【第四次】 (計画期間：2021-2025)						次期 計画
下松市成年後見制度利用 促進基本計画			下松市地域福祉計画と一体的に策定						次期 計画
下松市自殺対策計画			現計画 (計画期間：2020-2024)						次期 計画
下松市再犯防止推進計画			現計画 (計画期間：2020-2024)						次期 計画
下松市地域福祉活動計画 (下松市社会福祉協議会)			現計画 (計画期間：2017-2021)			次期 計画			
下松市老人福祉計画・介護 保険事業計画 (くだまつ高齢者プラン)	前計画 【第六次】		現計画【第七次】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害者計画	前計画 【第三次】		現計画【第四次】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害福祉計画	前計画 【第五期】		現計画【第六期】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市障害児福祉計画	前計画 【第一期】		現計画【第二期】 (計画期間：2021-2023)			次期 計画			
下松市子ども・子育て支援 事業計画 (くだまつ星の子プラン)	前計画 【第一期】		現計画【第二期】 (計画期間：2020-2024)				次期 計画		
下松市健康増進計画 (健康くだまつ21)	現計画【第二次】 (計画期間：2017-2021)			次期 計画					

4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

◆2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が提唱されるとともに、同年7月、厚生労働省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。

◆地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成29）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され2018（平成30）年4月に施行されました。改正の概要は次の通りです。

①地域福祉推進の理念を規定（社会福祉法第4条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨を明記。

②地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。（社会福祉法第106条の3）

- ・住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実（社会福祉法第107条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。

◆2019（令和元）年12月26日「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめがなされ、地域住民の複雑化・複合化されたニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次の3つの支援を内容とする新たな事業の創設をすべきとされました。

①断らない相談支援

本人・世帯の属性に関わらず受け止める断らない相談支援

②参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援及び居住支援などを提供することで社会との繋がりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の3つの支援を一体的に進める新たな事業の創設と市町村における包括的な支援体制の整備のあり方が示されました。

◆2020（令和2）年6月、重層的支援体制整備事業を創設することを柱とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、2021（令和3）年4月から施行されます。

5 計画策定の体制

（1）策定委員会による審議

本計画の策定にあたって、福祉関係者、地域組織代表や公募委員などで構成する「下松市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

令和2年 8月24日 第1回下松市地域福祉計画策定委員会
令和2年11月11日 第2回下松市地域福祉計画策定委員会
令和3年 1月22日 第3回下松市地域福祉計画策定委員会

（2）アンケート調査による市民意向の把握

市内在住の20歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉に関する考え方や意見を本計画に反映させられるように努めました。

調査期間 令和2年2月25日から令和2年3月13日

（3）協議体の協力による地域生活課題などの把握

米川地区及び久保地区の協議体の協力により、両地区の現状や課題などを意見としていただき、計画に反映するように努めました。

米川地区ささえあい隊 令和2年7月13日、令和2年8月5日
久保地区協議体 令和2年7月29日、令和2年8月19日

(4) パブリックコメントによる市民からの意見の募集

幅広く市民の意見を踏まえた計画とするため、本計画の案を本市ホームページや担当課の窓口などで公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。

実施期間 令和2年12月18日から令和3年1月8日

(5) 庁内関係部署による審議

関係部署において地域福祉に関する本市の現状・課題などの情報共有を図るとともに、分野別の計画との調整、本計画内容の検討を行いました。

6 計画の推進・点検

本計画を着実かつ効果的・効率的に推進していくため、関係部署による庁内会議において、計画の進捗状況の点検・分析などを行います。また、本計画を推進する上で課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応することとします。

7 圏域の考え方について

「住民に身近な圏域」の捉え方は人それぞれであり、さまざまな範囲が考えられます。助け合いの活動を行う範囲として認識されている「自治会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「公民館区域」など、介護サービスの整備や介護基盤の整備を考慮するための「日常生活圏域」、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、「市全域」を基本圏域として設定することが考えられます。

本計画は、関連する計画を踏まえ、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、本市全域を基本圏域として施策を展開することとします。